川崎市公告第1429号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第３項が準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

令和８年 11 月 17 日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
新百合ヶ丘ビブレ
川崎市麻生区上麻生一丁目 19 番 1 外

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
新百合丘農住都市開発株式会社
代表取締役 中島 眞一
神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目 2 番 3 号

３　変更しようとする事項
（１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
①駐車場の位置及び収容台数
（変更前）

駐車場の位置	収容台数
立体駐車場（添付図面 4～14）	831 台

（変更後）

駐車場の位置	収容台数
立体駐車場（添付図面 4～14）	788 台

４　変更する年月日
令和９年 6 月 15 日

５　届出の年月日
令和８年 10 月 14 日

６　届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市ホームページ
https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000185363.html

７　届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和８年 11 月 17 日から令和９年 3 月 17 日まで。

８　法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から４月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

９　意見書の提出期限及び提出先

令和９年３月 17 日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当